

議案第 7 4 号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町行政組織条例の一部を改正する条例

四万十町行政組織条例（平成18年四万十町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉課」を 「健康福祉課
高齢者支援課」 に改める。

第 2 条中「

健康福祉課

- （1） 健康増進及び保健衛生に関する事項
- （2） へき地医療及び救急医療等に関する事項
- （3） 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に関する事項を除く。）
- （4） 介護保険に関する事項

」を「

健康福祉課

- （1） 健康増進及び保健衛生に関する事項
- （2） へき地医療及び救急医療等に関する事項
- （3） 障害者福祉、児童福祉及び社会福祉に関する事項（保育所に関する事項を除く。）

高齢者支援課

- （1） 高齢者福祉に関する事項
- （2） 介護保険に関する事項

」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。